



### 時事寸考

シーダ・ウォーク施設長、医師の吉田です。  
新型コロナウイルス感染症が、WHO から  
パンデミック(世界的大流行)認定されました。  
パンデミックの定義は、警戒レベルフェーズ 6 と  
いうことらしいです。最近、パンデミック認定されたのは、2009  
年の「新型」インフルエンザ A(H1N1)pdm09 です。世界的に流行し、  
その後も日本では従来の A(H3)と交替で、隔年に流行してい  
ます。A(H1N1)pdm09 が現れた時は大騒ぎでしたが、当時の死者  
は世界で 1万 8,449 人でした。過去のインフルエンザ流行では、  
はるかに大きな被害を出したことがあり、1968 年の香港風邪で  
は 100 万人、1957 年のアジア風邪では 200 万人、そして、1918  
年のスペイン風邪では 5000 万人以上が亡くなったと推定され  
ています。



本文執筆時、新型コロナの死者は中国での 3,622 人、イタリ  
アでの 2,503 人を含めて、7,948 人です。さらに増える勢いですが…。  
コロナウイルスの多くは、ヒトに感冒症状を起こすだけで  
すが、過去にも重症化をきたす新種が出現しています。SARS  
(重症急性呼吸器症候群)は、2002 年から 2003 年にかけて、  
広東や香港を中心に流行したコロナウイルスで、8,096 人が感  
染、774 人が亡くなりました。その後、感染者はみられません。  
MERS(中東呼吸器症候群)は、2012 年に現れたコロナウイル  
スで、今までに 2,494 人が感染、858 人が亡くなり、現在も発生  
が続いています(ヒトコブラクダから感染するようです)。

新型コロナウイルス感染症の名称は、COVID-19  
(Coronavirus disease 2019)と決まり、ウイルス名  
は、SARS-Cov-2 となりましたが、こちらは評判が悪い  
ようです。コロナウイルスの中でも、SARS ウイルスに近い  
ために命名されたものですが、SARS を起こすわけではなく、  
SARS ウイルスの変種でもありません。



### イベント・コンサート ※13時30分～14時30分※

今後も、新型コロナウイルスの感染拡大が予測  
されていることから、参加される皆さまの安全を考  
慮し、2020年5月末までの間、コンサートを含めた  
イベントを、やむなく中止させていただくことといた  
しました。楽しみにされていた皆さまには大変申し訳ござい  
ませんが、ご理解賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。  
また、2020年6月以降につきましては、状況を確認した上で、  
改めてホームページ等でご案内をさせていただきます。



### 栄養科より今月の一押しメニュー

4月の行事食は、5日(日)昼食の“桜ちらし寿司”、  
“すまし汁”、“豆乳茶わん蒸しそぼろあん”、“フルー  
ツ缶”です。粥食の方には、全粥と主菜をご用意しま  
す。その他、1日(水)には“赤飯”、22日(水)には“筍ご飯”、30  
日(木)には“春野菜シチュー”など、春の食材を用いた献立を  
予定しています。季節感を楽しみながら、バランス  
の良い食事をしっかり摂り、元気にお過ごしください。



### お知らせ

シーダ・ウォークのホームページ QR コードは、  
こちらになります。随時、情報を更新しており  
ますので、ご覧ください。



### Cedar Walker で法律相談

毎回、様々なテーマで法律問題を簡単に解説していただく、こ  
の連載ですが、今回のテーマは…

### 弁護士の使い方

「弁護士に依頼する」というと、大変大仰なことに聞こえるかも  
しれません。でも、実は弁護士からのアドバイスを受けるのは、  
意外と敷居が低いことですよ、というお話を書いてみようと思ひ  
ます。

法律問題かどうか分からない、あるいは、どうやら法律問題ら  
しいが、何がどう問題なのか分からない、という時、いつまでも  
抱え込んでいると、問題が大きくなってしまいがちです。風邪は  
ひき始めが肝心、といいますが、トラブルも同じです。まずは、  
問題が小さいうちに適切な手当てをすれば、問題がきれいにお  
さまりやすいのです。

トラブルになりそう、あるいは、トラブルになった、という時に、  
まずは弁護士に相談して、アドバイスを受けてみてください。そ  
うすると、早めの手当てができることが多いです。

弁護士の探し方としては、知人からの紹介に限らず、各地の  
弁護士会に連絡したり、法テラスや役場などで行っている法律  
相談会の機会を活用するのも良いでしょう。また、電話帳をめく  
って、法律事務所を探して連絡するといった方法もあります。

法律相談料は自由価格ですので、相談料が無料のところもあ  
れば、有料のところもあります。事務所の所在地もいろいろで  
すから、ピンときたところに連絡してみてください。なお、いくつ  
かの法律事務所に行ってみて、感触が良かったところに決める、  
というのでも構いません。

また、一度弁護士に会ってしまったら、何が何でも依頼をしな  
ければいけないのではないかと心配する必要はありません。相  
談の際に受けたアドバイスに従って、ご自身で対応すれば解決  
できる場合も多いので、その場合は依頼せずに相談だけで終  
えてもいいのです。

相談した結果、これは弁護士に対応を任せたい、と思われた  
ら依頼をしてください。その際、きちんと見積もりを出してもら  
えるはずですので、その金額に納得がいけば依頼(委任契約を  
締結)し、金額に納得がいかなければ他をあたるといっても構  
いません。

弁護士には守秘義務がありますから、相談した内容が他に漏  
れる心配はありません。まずは、法律相談から、お気軽にご活  
用ください。

桜丘法律事務所 弁護士 小堀 倬  
(電話)03-3780-0991 (WEB)<http://www.sakuragaoka.gr>

介護老人保健施設 シーダ・ウォーク  
〒167-0034 東京都杉並区桃井3-4-9  
TEL.03-5311-6262(代) FAX.03-5311-6180 <http://www.kawakita.or.jp/>  
2020年3月25日発行 vol.153 編集: 渋谷・常盤・大島

シーダ・ウオークでは

# 新型コロナウイルス感染防止対策

として以下をおこなっております

- ★利用者さんは毎日、職員は1日3回検温しています。  
職員は出勤前から退社時まで計測し、37.5℃以上あった場合速やかに帰宅して経過観察を行い、解熱後48時間後に出社可能としています。
- ★利用者さんに一時的にマスクを提供しております。  
財団では3月末よりサージカルマスクの在庫を全ての利用者さんへ提供し、着用をお願いしております。マスクの数には限りがありますが、5月初旬までは提供できる見込みです。
- ★次亜塩素酸水対応加湿器を各フロアに設置しております。
- ★共用スペースの換気を1日2回行っています。
- ★ご家族の面会を中止しています。  
入所中の利用者さんが面会者から感染する恐れがあるため、下記の場合を除いて当面の間(5月末までを予定)、面会を禁止させていただいております。
  - ・入退所で付添いが必要な場合
  - ・当施設職員から来所要請があった場合なお、洗濯物の受け渡しにつきましては、ご家族の方が当施設へいらっしゃる前にご連絡をいただきますよう、お願いいたします。来所時には、1階事務所窓口へお声掛けください。
- ★職員の訪問調査や多職種の会議を自粛しています。
- ★ハウスキーパー、介護士が共用部分の消毒を1日3回以上行っています。

次亜塩素酸水対応加湿器



手すりなどの消毒作業



☆そのほか情報をホームページで更新いたします。QRコードよりご覧ください。